

# 氏家小学校いじめ防止基本方針

さくら市立氏家小学校

# 氏家小学校いじめ防止基本方針

さくら市立氏家小学校

## はじめに

氏家小学校では学校教育目標「豊かな心と自ら学ぶ意欲をもつ たくましい児童を育成する」のもと、教育活動を行っている。特に、学校教育目標の冒頭部分にある「豊かな心」は、生きていく上で基礎となり大変重要である。

しかし、全国的にいじめ問題が発生し、心身の健全な発達に重大な影響を及ぼすような事態になっている。また、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、さらには、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年4月に「栃木県いじめ防止基本方針」(以下、県基本方針)が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「氏家小学校いじめ防止基本方針」(以下、本校基本方針)として定めることとした。また、平成30年7月の県基本方針の改定、及び、さくら市いじめ防止基本方針を受けて、本校基本方針を改定することとした。

## 目次

### 第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. いじめの定義
2. 本校基本方針策定の目的
3. いじめ防止等に関する基本的考え方(いじめ防止等の方針)
  - (1)いじめの未然防止
  - (2)いじめの早期発見
  - (3)いじめに対する措置
  - (4)保護者・地域との連携
  - (5)関係機関との連携

### 第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1. いじめの防止等のための組織
  - (1)学校いじめ対策組織
  - (2)組織の役割
  - (3)組織の周知
  - (4)いじめの発見・通報から対応までの流れ(早期発見・事案対処のマニュアル)
2. いじめの防止等に関する措置
  - (1)いじめの未然防止
  - (2)いじめの早期発見
  - (3)いじめに対する措置
  - (4)保護者・地域との連携
  - (5)関係機関との連携
3. 重大事態への対処

### 第3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

1. 校内研修の充実
2. 校務の効率化
3. 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
4. 本校基本方針の見直し
5. 公表

### 第4 参考資料等

## 第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条 1項】

### 2. 本校基本方針策定の目的

- (1) いじめが全ての児童等に関係することを踏まえ、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指す。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、および、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響等いじめの問題に関する児童等の理解を深めることを目指す。
- (3) いじめを受けた児童等の生命や心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、栃木県教育委員会、さくら市教育委員会、地域住民、家庭他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指す。

### 3. いじめ防止等に関する基本的考え方(いじめ防止等の方針)

#### (1)いじめの未然防止 「いじめはしない・させない・ゆるさない」

##### ①児童生徒による活動

いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等、いじめの防止に資する活動に取り組む。

##### ②「授業づくり」や「集団づくり」

「学業指導」を推進する観点からも、児童一人一人に、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような「授業づくり」や「集団づくり」を行う。

##### ③いじめを抑止する行動

児童に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとする、いじめを止めさせるための行動を取る重要性を理解させるよう努める。

##### ④互いを認め合う人間関係づくり

集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、ストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

##### ⑤教職員の指導の在り方

教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### (2)いじめの早期発見 「いじめは早期発見・早期対応が重要」「ささいな兆候も見逃さずにとらえる」

##### ①いじめの認知

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることから、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめの可能性を疑い、軽視することなく、いじめを積極的に認知する必要がある。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

##### ②いじめの把握

学校は定期的なアンケートや個人面談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。その際、「学校いじめ防止基本方針」において、アンケート、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

また、教職員は、アンケートや個人面談において、児童が、自らSOSを発信することや、いじめの情報  
を教職員に報告することは、当該児童にとっては、かなり勇気を要するものであることを理解しなければ  
ならない。これを踏まえ、学校は、児童の態度や表情から敏感にいじめを把握するとともに、児童からの  
相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

### (3)いじめに対する措置(第2 1. (3)いじめの発見・通報から対応までの流れ参照)

#### ①いじめを認知したときの対応

いじめが疑われるような情報を得た時には、特定の教職員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織  
に報告し、本校基本方針を生かして、組織として、迅速に冷静に対処する。学校いじめ対策組織では情報  
を共有し、組織がいじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合には、  
複数の教職員で連携し、迅速に関係児童等に事実関係を聞き取り、実態把握を行う。

いじめと判断された時には、具体的な対応策の検討、保護者への連絡、設置者、関係諸機関への報告  
等対応する。また、その結果を市教育委員会に報告する(法第23条第2項)。いじめ対応に苦慮する場合  
は、学校で抱え込むことなく「さくら市いじめ問題対策連絡協議会」等の活用も検討し、いじめの解決に努  
める。

「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を  
決定し、いじめられた児童を徹底して守り通す。また、いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長  
を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、教職員全員の共通理解、保護者の協  
力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

#### ②いじめられた児童、いじめを知らせてきた児童に対する対応

まず、安全を確保し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。

次に、事実関係の聴取を行う際には関係児童が複数の時は複数教職員で連携し、同時に事実確認を行  
う。いじめられた児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」こと  
をはっきり伝えるなど、自尊心を高めるように留意する。

その後、家庭訪問等により、その日のうちに、保護者に対して確認した事実について迅速に連絡した  
り、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人、教職員、家族、地域の人等)と連携して寄り添い  
支える体制をつくったりする。

#### ③いじめた児童への指導・対応

まず、事実関係の聴取を行う。関係児童が複数の時は複数教職員で連携し、同時に事実確認を行う。

事実関係を把握したら、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解  
させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、安  
心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

次に、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して  
以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

必要に応じて、いじめた児童を別室において指導するなどし、いじめられた児童が落ち着いて教育を受  
ける環境の確保を図る。不満やストレス(交友関係や学習、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かう  
のではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

#### ④いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても自分の問題としてとらえさせる。いじめを止めさせることはできなく  
も、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。はやしたてるなどして同調している児童には、それらの行為  
はいじめと同じであること、黙認していた児童に対しては、いじめを容認していたことを理解させる。い  
じめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。被害児童、加害  
児童、他の児童との関係修復し、好ましい集団活動を取り戻せるよう、全ての児童が集団の一員として互  
いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

## ⑤いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### i) いじめに係る行為が相当の期間止んでいること

いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者、又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめられた児童・いじめた児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合には、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ii) いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童が、いじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを、面接等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで、いじめられた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の職員は、当該いじめのいじめられた児童といじめた児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## (4)保護者・地域との連携

学校のいじめ問題に関する考え方やいじめ根絶に向けての協力を保護者に伝えるとともに、地域や保護者からも情報が得られるような体制や雰囲気づくりに努める。

地域・保護者との情報共有に関しては、事実関係を明らかにした上で、正確な情報であることに留意する。また、児童、教職員、関係者のプライバシー保護に十分配慮する。

## (5)関係機関との連携

学校や学校の設置者だけでは十分な効果を上げることが困難な場合には、学校はためらうことなく、関係機関との連携を考える必要がある。具体的には、さくら市いじめ問題対策連絡協議会や心理、福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など、外部専門家が参加しながら対応することにより、より実効的にいじめ問題が解決できるようにする。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめられた児童の意向の配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

## 第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

### 1. いじめの防止等のための組織

いじめの問題は、特定の教員が抱え込むことなく、組織的に対応することが重要であることから、いじめ等に関する対策組織「学校いじめ対策組織」を設置する。

なお、いじめの事実確認を行う場合は、本組織を主体とし、必要に応じて関係職員を加えるなどする。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、さくら市教育委員会やさくら市児童課、さくら警察署等関係機関との連携を図りながら対応にあたる。

#### (1)「学校いじめ対策組織」の構成員

校長、教頭、主幹教諭、児童指導主任、教育相談担当教諭、養護教諭、学年主任、学級担任、  
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こども政策課相談員

※スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こども政策課相談員は事案内容によって加わる。

#### (2)「学校いじめ対策組織」の役割

##### ①いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割【未然防止】

・ストップいじめ月間(6月・11月)を設定

ストップいじめの標語づくりやポスターづくりを行い、各クラスで作品を紹介したり、掲示したりする。

・12月に人権週間を設定

親子で家庭学習として「人権標語づくり」を行い、各クラスで作品を紹介したり、掲示したりする。

昼の校内放送で、人権作文の朗読を行う。

##### ②いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割【早期発見・事案対処】

##### ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

・定期的なアンケート(なかよしアンケート)や教育相談の実施、結果の分析、情報共有

「小さなものでも、大げさにとらえ対応する。」【早期発見・事案対処】

##### ④いじめに係る情報の迅速な共有、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

【情報収集・共有】

##### ⑤関係児童に対する支援・指導体制・対応方針の決定、対応を組織的に実施する役割【情報収集・共有】

##### ⑥学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

【情報収集・共有】

##### ⑦年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

【情報収集・共有】

・現職教育との連携

・対応する教職員の資質向上

##### ⑧学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかについての点検や見直しを行う役割

【情報収集・共有】

・「『いじめ』の理解と対応」及び、「いじめ対応ハンドブック」～いじめ防止対策推進法対応版～栃木県教育委員会を元に策定したチェックシートの活用

#### (3)組織の周知

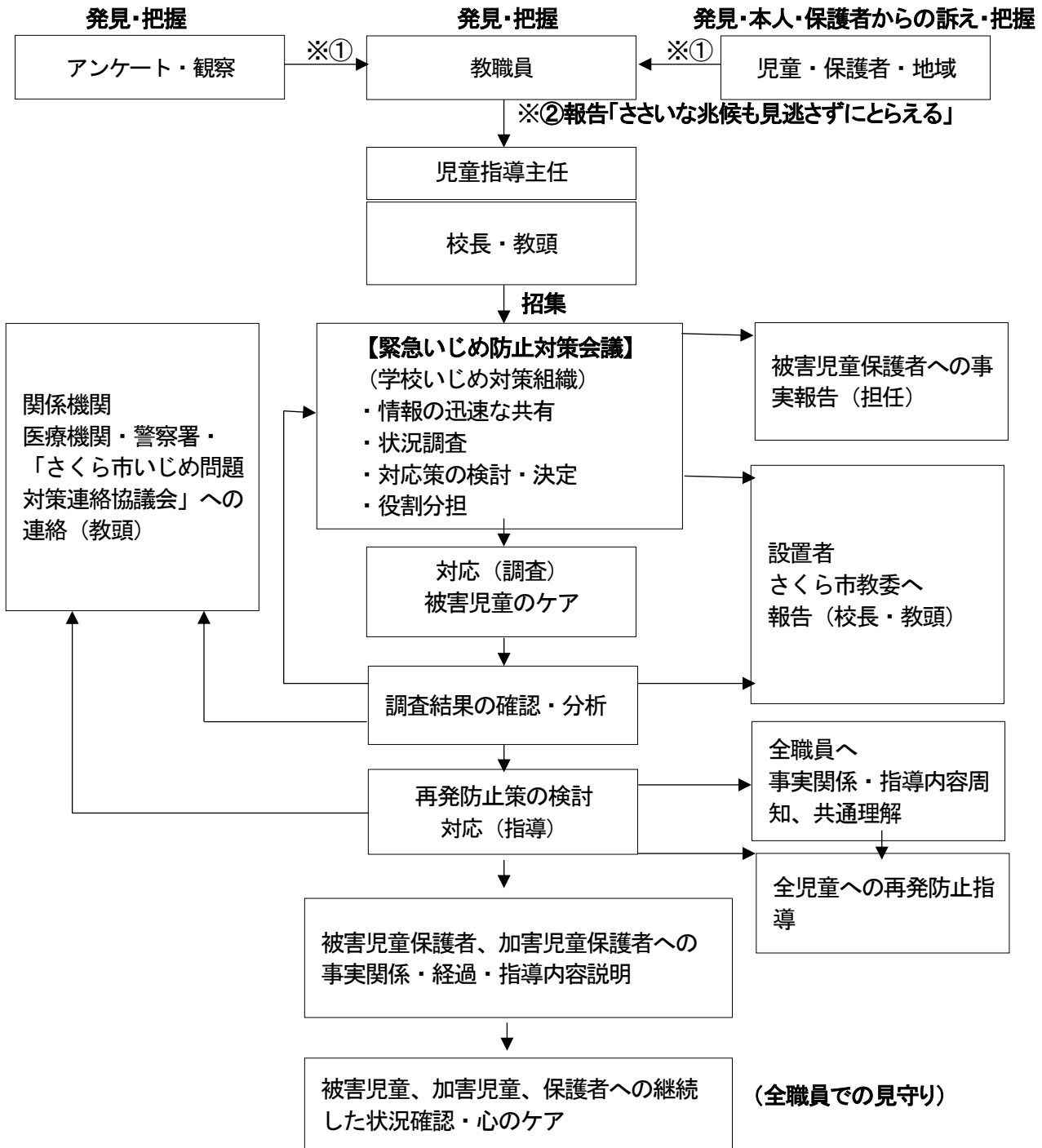
①ホームページへの掲載

②集会等での説明(児童へ)

③PTA 総会などでの説明(保護者へ)

④学校便りなどでの説明(地域へ)

(4)いじめの発見・通報から対応までの流れ(早期発見・事案対処のマニュアル)



- ※① アンケートに、いじめや問題行動〔触法行為、危険な行為等〕に関する記述があったり、日常の観察で気になる行動が見られたりしたら、当該児童と面談するなど、情報を収集する。  
 「なかよしアンケート」や「教育相談事前アンケート」は児童指導主任が一括して、全学年分をスキャンしデータを保管する。そのため、教育相談後など活用が済んだら、速やかに児童指導主任に提出する。また、必要に応じて個人の記録に記入する。  
 アンケートのマークシートの集計は児童指導主任が行う。記述があった内容は、学年毎の集計表にアンケート実施後1週間以内に結果をまとめ、提出し、まとめて供覧する。
- ※② 問題が発覚した場合は学年主任並びに児童指導主任・管理職にできるだけ速やかに報告する。状況により複数教員で同時に事実確認を行う等組織で連携して対応する。必要に応じ、全職員に周知し、情報の共有を行う。

## 2. いじめの防止等に関する措置

### (1) いじめの未然防止

- ① 学業指導の充実
  - 学びに向かう集団づくり
    - ・ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくり
    - ・ コミュニケーション能力、集団の一員としての自覚や自信の育成
    - ・ 互いを認め合える人間関係づくり
  - 分かりやすい授業(全ての児童が参加・活躍できる授業)の工夫
- ② 学校行事・特別活動・読書活動・体験活動・異学年交流活動等の推進
- ③ 道徳教育、人権教育の充実
- ④ 情報モラルの授業の充実
- ⑤ Q-U調査による学級経営の確認、改善
- ⑥ いじめ防止対策の校内研修の充実
- ⑦ いじめ防止のための取り組みに関する評価と改善
- ⑧ 「さくら市いじめ防止基本方針」の活用
- ⑨ ストップいじめ月間(6月・11月)
- ⑩ 新型コロナウイルス感染症の対応

### (2) いじめの早期発見(第2 1. (3)いじめの発見・通報から対応までの流れ参照)

- ① 日常の児童観察(雑談、健康観察、日記等)
- ② 連続欠席児童への対応(理由確認) \* 理由により2日目で家庭訪問
- ③ 他児童からの情報提供(雑談、健康観察、日記等)
- ④ いじめを訴えやすい雰囲気づくり・相談体制の整備
  - ・ アンケートの定期的実施「なかよしアンケート」「教育相談事前アンケート」
  - ・ 教育相談の定期的実施
  - ・ 電話相談窓口の周知
- ⑤ 家庭訪問、個人懇談
- ⑥ 教職員同士の情報交換(保健室など)
- ⑦ 家庭・地域・関係諸機関からの情報提供
- ⑧ いじめの点検表(「いじめ」の理解と対応)を使用し、学期毎に全職員で実施

### (3) いじめに対する措置(第2 1. (4)いじめの発見・通報から対応までの流れ参照)

- ① 緊急いじめ防止対策会議
- ② 児童指導共通理解、職員会議
- ③ 保健室との連携
- ④ ことばの教室、スクールカウンセラーとの連携
- ⑤ 関係諸機関との連携
- ⑥ 家庭との定期的な連絡

### (4) 保護者・地域との連携のための取り組み

- ① 各種たより
- ② 学校ホームページ
- ③ 連絡帳
- ④ PTA学年・学級懇談
- ⑤ 家庭訪問・個人懇談



### (5) 関係機関との連携

- ① さくら警察署・氏家駅前交番
- ② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー(専門医療機関)
- ③ さくら市いじめ問題対策連絡協議会(市教委)
- ④ さくら市こども政策課
- ⑤ 県北児童相談所
- ⑥ 塩谷南那須教育事務所 いじめ・不登校対策チーム

### (6) 配慮を必要とする児童への対応

- ① 外国へのルーツのある児童の対応として、教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で見守りながら必要な支援を行う。
- ② 家庭環境等に特別な事情(虐待や貧困等)がある児童への対応として、日常の児童の変化を観察するとともに、スクールソーシャルワーカーを活用しながら必要に応じて関係機関と連携をしながら対応を行う。
- ③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童への理解と対応として、性的指向・性自認に関する人権教育の推進や個別の事案に応じ、スクールカウンセラー等を活用しながら、児童の心情等に配慮した対応を行う。
- ④ 東日本大震災等により被災した児童又は、原子力発電事故による避難している児童(以下「被災児童」)への理解と対応として、被災児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、いじめの未然防止・早期発見を行う。
- ⑤ 感染症に関する人権への配慮と対応としては、感染症等の感染者や濃厚接触者、感染症対策や治療にあたっている医療従事者等に関する児童に対して偏見やいじめが起きないように、学校全体で注意深く見守り、いじめの未然防止に努める。また、不安やストレスを抱えている児童がいる場合は、教育相談やアンケート等において児童の内面理解に努め、積極的にスクールカウンセラー等を活用し、必要に応じて関係機関と連携しながら対応を行う。

## 3. 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長がさくら市教育委員会に報告するとともに、さくら市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織(さくら市 いじめ問題対策委員会)に協力することとする。

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ・ 児童が自殺を企図した場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 高額の金品を奪い取られた場合など
- 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で関係機関に説明する。

### 第3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

#### 1. 校内研修の充実

本校においては、本校基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していく。

#### 2. 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

#### 3. 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「いじめ対応ハンドブック」～いじめ防止対策推進法等対応版～の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

#### 4. 本校基本方針の見直し

本校基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(平成30年3月改訂・見直し実施)

また、本校基本方針の評価を、「学校評価 9児童指導 10人権教育」で行い、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

#### 5. 公表

学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。

### 第4 参考資料等

- ・いじめ防止対策推進法 最終改正 平成28年5月20日法律第47号
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月 文部科学省
- ・「いじめ」の理解と対応 改訂版 平成24年12月 栃木県教育委員会
- ・いじめ対応ハンドブック～いじめ防止対策推進法等対応版～ 平成31(2019)年3月 栃木県教育委員会

